



新型コロナウイルス対策について検討する第5回岩手県議会災害対策連絡本部会議が8月24日に開かれ、昨年5月の第2回会議に続き、会派“希望いわて”を代表して質問に立ちました。この紙面ではその内容を抜粋して簡潔にご報告いたします。9月16日に「県内の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）」が10人を下回り、約1か月ぶりに『岩手緊急事態宣言』が解除されましたが、日々刻々と変化する状況において、感染対策を徹底させつつ経済に裾野の広い飲食、観光産業等経済面で早急な支援が必要です。

全般について

8月12日に「岩手緊急事態宣言」が発出され、12日が経過。この間、公共施設の使用禁止や県民の危機意識も高まり、各種イベント、会合等も中止や延期となった。それなりの効果が発揮される時期にきていると思うが、各種指標や人流抑制等、どう分析するか。

【保健福祉部長】

A 緊急事態宣言の発令の効果については、2週間程度各種指標の動向を踏まえて評価する必要があるが、岩手緊急事態宣言の翌日から1週間の1日当たりの盛岡市大通周辺の来訪者数は、発令前の1週間と比較して14・7%減少しており、人流は一定程度抑制されているものと考えている。また、人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数は、緊急事態宣言を発令した8月12日の16・5人から8月20日には25・9人と増加したものの、23日には20・1人と減少している。同様に、病床利用率も8月12日の45・4%から20日には76・6%と増加したものの、23日には56・6%と減少している。宣言の効果についてはもう少し指標の動向を注視する必要があるが、人流

が抑えられていることから、県民の皆様に行動の自粛に努めていただいている結果と受け止めている。

Q

盛岡市保健所での検査は盛岡市民対象であるので居住地が明らかになるが、県が設置する保健所管轄区域（県内9カ所）の場合、管内のみの表示となる場合も多く、当該住民が実態より罹患者が少ないという誤った認識を持ってしまふ懸念がある。居住地を自治体別に発表できるようにするか、或いは誤解のないようそうした発表方法であることを正確に県民に伝えるべきではないか。

【保健福祉部理事心得】

A 新型コロナウイルス感染症患者に関する情報については、感染症法に基づき、国の定める一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針に準じて公表している。その中では、居住している都道府県まですべて公表すべき情報とされており、市町村名については原則非公表とされている。他の都道府県では、一律に市町村名を非公表とし、所管保健所名のみを公表している例もあるが、岩手県では、個人情報保護の留意しながら、感染症対策を講じるために必要な情報を公表することとしており、保健所による疫学調査の際、公表の同意等について口頭又は同意書という形で確認し、患者本人の了解が得られた場合に限り、居住している市町村名

毎朝、星が丘2丁目交差点付近（しまむらさん向い）で、児童の交通安全見守り活動に立ち、子どもたちから元気もらっています。

ところで、これまで道路を横断する子どもたちの安全確保のためとはいえ、自分に何の権限があって、黄色い旗を持って車に止まってもらっているのか、これは単に互いの常識と善意で成り立っている行為なのではないか…と疑問を持っていたのですが、通学路パトロールの会会報に同封されていた花巻警察署交通課提供の資料を読んで得心しました。

■道路交通法第14条 第4項

『児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。』

なるほど、自分はその場所に居合わせた者にあたり、子どもたちが安全に学校に通えるよう努めなければならないとして、今更ながら法律上裏付けのある行為であることが分かりました。



を公表する取扱いとしているものである。仮に、患者本人の意に反して公表が行われるようになると、保健所による疫学調査への協力が得られにくくなるケースが増加する可能性がある。疫学調査は、患者と保健所の信頼関係により成立するものであるため、個人情報に最大限配慮しつつ、今後とも正確な情報の公表に努めて参りたい。



なすかわ しん
名須川 晋
岩手県議会
会派“希望いわて”幹事長
東日本大震災復興特別
委員会委員長

【活動歴】

- 花巻市議会議員
平成7年4月～平成23年1月(6期)
- 岩手県立花巻北高等学校野球部OB会会長
- 法政大学校友会花巻支部
(任意組織)事務局長
- 花巻市野球協会審判部所属
岩手県野球協会認定1級審判員
- 特定非営利活動法人
花巻市民活動支援センター運営委員長
- えふえむ花巻株式会社設立発起人会事務局長
- 北東北若手議員の会(わらし塾)会長
- 花巻青年会議所2008年度卒業
- 花巻商工会議所青年部副会長(地域振興担当)
- 防災士

経済対策について

【Q】国から総額2,000億円の地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加配分の方針が示され、本県分は26億円余とのことだが、残額の37億円余も併せた約64億円分の使途について伺う。

【政策企画部副部長】

【A】現在の執行状況については、これまでに国から配分があった総額343億円余に対して279億円余が活用済である。本県においては、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴う事業者の売上への減少をはじめ、県民の「生活」や「なりわい」の厳しさは増しており、更なる対策が必要と認識している。こうした中で、中小事業者が事業を継続する場合の支援金の上限を引き上げるなど、売上の減少が見込まれる事業者への支援を進めているところであるが、引き続き、地方創生臨時交付金の効果的な活用に向けた検討を行い、徹底した感染拡大防止対策を推進するとともに、社会経済活動の回復に向けた支援に全力で取り組んでいく。

【Q】「地域企業経営支援金」の支給状況について（昨年度含む）対象が追加されたがその理由について。昨年度、対象にならず支援金を受け取れなかった企業はどれほどあるか。仔細に制度設計を行うべきだったがどう振り返るか。

【商工労働観光部経営支援課総括課長】

【A】「地域企業経営支援金」について、令和2年度

視察調査

5月21日、環境福祉委員会で宮古市役所を訪問。「宮古市の再生可能エネルギー推進の取組について」視察調査を行いました。



【A】「いわて飲食店安心認証制度」については、本年6月28日から認証申請の受付を開始しているところであるが、8月20日現在の申請店舗数は3、566店、認証店舗数は2、833店となっており、東北6県の中では、最も多くの飲食店が認証を取得している。認証した店舗には、黄金の国をイメージした認証ステッカーやポスターを交付し、これを店頭などに貼り出している。ただとともに、専用のホームページへの認証店情報の掲載、県の広報誌、新聞、テレビ、雑誌等、様々な媒体を活用しながら、認証制度や認証店の利用促進のPRに努め、誘客につながるよう取り組んでいる。今後も、市町村や商工会議所・商工会等とも連携しながら、「いわて飲食店安心認証制度」

事業では、人流の減少等の影響を直接的に受ける小売業、飲食店、宿泊業等を対象とし、令和3年度事業では、一般消費者の行動自粛等により、引き続き人流が減少することにより深刻な影響を受けている業種及びその業種と取引がある業種を対象とし、新たに卸売業等を追加したところである。令和2年度事業では、支給対象となった業種の対象事業者数、約28,000社のうち、約7、400事業者、約26%の事業者の方から申請があった。これは、売上の要件等があるため、それに合致した事業者の方から約26%の申請があったということであり、対象とならなかった要件に合致しなかった75%ほどの事業者の方が申請をしなかったということになる。この支援金の要件に合致しなくても、あるいは対象業種以外でも厳しい経営状況にある事業者が多数あることは承知しているが、全ての事業者を支援する事業を単独で措置することは予算規模的に困難であり、国の支援が必要であることから、国の持続化給付金の再交付について、全国知事会等を通じて国に要望しているところである。

【Q】「いわて飲食店安心認証制度」について普及状況を伺う。認証店については10万円の支援金以外にこうした感染拡大期にこそ、安心して利用できるお店としての努力に対して、認証店への誘客や紹介などを求める声も出ているが、どう対応するか。

【企画理事兼環境生活部長】

【A】いわて飲食店安心認証制度については、本年6月28日から認証申請の受付を開始しているところであるが、8月20日現在の申請店舗数は3、566店、認証店舗数は2、833店となっており、東北6県の中では、最も多くの飲食店が認証を取得している。認証した店舗には、黄金の国をイメージした認証ステッカーやポスターを交付し、これを店頭などに貼り出している。ただとともに、専用のホームページへの認証店情報の掲載、県の広報誌、新聞、テレビ、雑誌等、様々な媒体を活用しながら、認証制度や認証店の利用促進のPRに努め、誘客につながるよう取り組んでいる。今後も、市町村や商工会議所・商工会等とも連携しながら、「いわて飲食店安心認証制度」

を広く周知し、飲食店の方々と来店者の皆様の双方が安心できる環境を整えていく。

【Q】「いわて旅応援プロジェクト」が停止となり、事業期間が8月22日であることからいち早い終了は理解できるとしても、関連事業者は宣言が解かれた後、早期の新たなプロジェクト実施を望んでいるが検討は進められているか、その場合、財源をどう捻出するか。

【商工労働観光部観光・プロモーション室長】

【A】4月16日にスタートした「いわて旅応援プロジェクト」については、事業期間を5月末から8月22日まで延長し、実施することとしたが、事業期間内で予算額全ての執行が見込まれたため、県としては、7月末に国に対し、8月以降も事業継続が可能となるよう追加予算の配分について要望したところである。その際、国からは本県事業の精算状況を踏まえ検討していきたいとの回答があり、県としては、精算事務を早急に進め、引き続き追加予算配分の要望を継続していくとともに、宿泊施設における経常的な影響が継続していることから、感染状況を見極めながら、新たな支援策等検討していきたい。

【Q】観光宿泊事業者に対する支援として、旅行行程内に県内の宿泊施設での宿泊または県内の2ヶ所以上の観光地を含むとバス1日1台につき上限5万円の補助が出る「観光バス等旅行商品造成支援事業費補助」があるが、観光も止まる中、貸し切りや送迎への適用の拡大についてどう考えるか。

【商工労働観光部観光・プロモーション室長】

【A】観光バス等旅行商品造成支援事業費補助については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している観光需要を回復し、県内周遊の促進を図るため、感染症対策を講じて、県民を対象とした観光バスツアー等を催行する場合、旅行者に対し補助しているものであり、8月19日時点で、交付決定は34件、4、945万円となっている。観光以外の目的でのバスの貸し切りや送迎については、観光関連事業者の状況等を踏まえ、今後、必要な支援策について関係部局と連携を図りながら検討していく。

【Q】「いわての食応援プロジェクト」食事券の販売を停止しているが、テイクアウトに重きを

置けば販売を再開してもいいのではないかと。また、食事券販売が11月15日まで、利用期間は12月15日までだが、ともに延期が可能か。

【商工労働観光部長】

【A】この事業は国のGo To Eatキャンペーン事業の基準に沿って実施する必要があり、国において、感染が拡大した場合は販売停止の措置をとることとされており、他の実施都道府県と同様の取扱と承知している。発行済みの食事券は、基本的な感染対策の徹底を図りながら利用することは可能であり、テイクアウトによる利用は、感染対策により効果的であることから、こうした利用方法を含め引き続き周知に努めていく。利用期間については、現在、食事券の販売は感染拡大状況に応じて、国に対して期限の延長等の働きかけを行っている。

療養体制について

【Q】全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部による「感染爆発と医療逼迫の打破に向けた緊急声明」において「助かる命を助ける」ため、日本医師会その他関係団体とも連携し全国で調整する仕組みを迅速に構築するよう発しているが、具体的に端的にどのようなことを要望しているのか。また、本県にどのような影響が及ぶと予測されるか。

【保健福祉部理事心得】

【A】国において都道府県の枠組みを超えた広域病床を別途整備し、病床が逼迫した際には患者を広域搬送し受け入れる仕組みを構築すること、感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用や地域間協力なども含め総合調整をしっかりと行うこと、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うことを要望している。これを実現すると、本県における感染者急増時には、医療体制に係る広域的な応援等が国の責任において行われるということが期待できるものと考えている。

皆さんのご意見をお聞かせください

名須川しん事務所

〒025-0065 花巻市星が丘2丁目20-5

Tel 0198-29-5855 Fax 0198-29-5856

メール: eggplant@michinoku.ne.jp

フェイスブック: https://www.facebook.com/shin.nasukawa

名須川しん公式サイト: http://shin-nasukawa.jp